

施設別使用料改定案（その2）（スポーツ施設）

目次		ページ数
使用料一斉改定におけるスポーツ施設の対応について		2
基本ルールによらない方法で使用料の算定をした施設（スポーツ施設）		
	総合体育館	9
	武道館	14
	陸上競技場	16
	屋外スポーツ施設	18
	温水プール	22

使用料一斉改定におけるスポーツ施設の対応について

現行の使用料（利用料金）

- ・ スポーツ施設は、すべて指定管理者施設のため、市は条例で利用料金上限額を規定。実際の料金は甲乙協議の上で指定管理者が決定
- ・ 対象施設

	基本方針※の位置づけ	現行の料金の算定方法
総合体育館	基本ルールによらない算定を認める施設	他市の類似施設をもとに算定
武道館		
陸上競技場		
野球場		
球技場		
庭球場（テニスコート）		
大谷戸公園キャンプ練習場		基本方針に基づく算定ルールにて算定
温水プール（アクアブルー多摩）	利用者負担率 75%	基本方針に基づく算定ルールにて算定

※基本方針・・・「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」

各施設の料金改定について

（１） 基本的な考え方

- ・ 総合体育館、武道館、陸上競技場、屋外スポーツ施設（野球場、球技場、庭球場）の使用料（利用料金上限額）については、基本方針の位置づけどおり、基本ルールによらない算定を行う。
- ・ 市外料金については、基本ルールに準じて市内料金の倍額とする。
- ・ 営利料金（入場料等を徴収する場合の利用料金）については、基本ルールに準じて規定料金の倍額とする。

（２） 施設ごとの考え方、算定方法は以下とする

1. 総合体育館

	今回の改定（令和 10 年 1 月適用）															
算定の考え方	- 基本ルールによらない算定（変更なし） - 第 1 スポーツホールについては、空調設置にあわせて一斉改定に先行して令和 8 年 4 月改定を決定しているため、本一斉改定では改定しない。 第 2 スポーツホールについては、令和 8 年度空調設置を予定しているため、設置後の令和 9 年 4 月から改定料金の適用を開始する。 会議室については、他市は用途による料金設定の区分けをしていない施設が多いことから、他市水準に合わせ、「会議利用」「会議以外の利用」区分を統合する。 放送用具については、運用ルールを明確化するため、「第 1 スポーツホール放送設備」「第 2 スポーツホール放送設備」等と規定し、適用貸室を明文化する。 - 市外料金は市内料金の倍額とする。 営利料金（入場料等を徴収する場合の利用料金）については、現行「最高入場料を 100 倍した金額（を追加料金）」としているが、他市施設の規定上は市内料金の 3～5 倍とする施設が多く、基本ルールと同程度であることから、多摩市の基本ルールに準じ、規定料金の倍額とする。 - 個人利用料金は、各個人が券売機で購入し利用することを想定しているため、営利料金は適用しない。															
算定根拠とする単価	近隣他市の同種施設の面積単価「1 m²・1 時間当たりの金額」 を算出し、平均金額を本施設に適用															
算定根拠の「近隣他市の同種施設」とする対象施設	近隣 5 市（八王子、町田、稲城、日野、府中市）の総合体育館 より正しく近隣同種施設と同水準とするために、複数施設を参照 <table><tr><th>貸室</th><th>参考とした貸室</th></tr><tr><td>団体利用(貸切) 第 1・第 2SH</td><td>上記施設のメインアリーナ</td></tr><tr><td>第 5SH</td><td>上記施設の武道場</td></tr><tr><td>第 6SH</td><td>上記施設の弓道・アーチェリー場</td></tr><tr><td>第 1・2 会議室</td><td>上記施設の会議室</td></tr><tr><td>附帯設備</td><td>上記施設の附帯設備・放送設備</td></tr><tr><td>個人利用</td><td>上記施設の個人利用</td></tr></table>		貸室	参考とした貸室	団体利用(貸切) 第 1・第 2SH	上記施設のメインアリーナ	第 5SH	上記施設の武道場	第 6SH	上記施設の弓道・アーチェリー場	第 1・2 会議室	上記施設の会議室	附帯設備	上記施設の附帯設備・放送設備	個人利用	上記施設の個人利用
貸室	参考とした貸室															
団体利用(貸切) 第 1・第 2SH	上記施設のメインアリーナ															
第 5SH	上記施設の武道場															
第 6SH	上記施設の弓道・アーチェリー場															
第 1・2 会議室	上記施設の会議室															
附帯設備	上記施設の附帯設備・放送設備															
個人利用	上記施設の個人利用															

2. 武道館

	変更後（R10 年 1 月～）																
算定の考え方	- 基本ルールによらない算定（変更なし） - 市外料金は市内料金の倍額とする。 営利料金（入場料等を徴収する場合の利用料金）については、現行「最高入場料を 100 倍した金額（を追加料金）」としているが、他市施設の規定上は市内料金の 3～5 倍とする施設が多く、基本ルールと同程度であることから、多摩市の基本ルールに準じ、規定料金の倍額とする。 - 個人利用料金は、各個人が券売機で購入し利用することを想定しているため、営利料金は適用しない。																
算定根拠とする単価	近隣他市の同種施設がないため総合体育館と同単価（変更なし）																
算定根拠の「近隣他市の同種施設」とする対象施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸室</th><th>参考とした貸室</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">団体利用(貸切)</td><td>武道場</td><td>総合体育館第 1SH の面積単価と同額</td></tr> <tr> <td>会議室</td><td>総合体育館会議室の面積単価と同額</td></tr> <tr> <td>師範室</td><td>総合体育館会議室の面積単価と同額</td></tr> <tr> <td>放送設備</td><td>総合体育館の放送設備と同額</td></tr> <tr> <td colspan="2">個人利用</td><td>総合体育館個人利用の単価と同額</td></tr> </tbody> </table>		貸室		参考とした貸室	団体利用(貸切)	武道場	総合体育館第 1SH の面積単価と同額	会議室	総合体育館会議室の面積単価と同額	師範室	総合体育館会議室の面積単価と同額	放送設備	総合体育館の放送設備と同額	個人利用		総合体育館個人利用の単価と同額
貸室		参考とした貸室															
団体利用(貸切)	武道場	総合体育館第 1SH の面積単価と同額															
	会議室	総合体育館会議室の面積単価と同額															
	師範室	総合体育館会議室の面積単価と同額															
	放送設備	総合体育館の放送設備と同額															
個人利用		総合体育館個人利用の単価と同額															

3. 陸上競技場

	変更後（R10 年 1 月～）											
算定の考え方	- 基本ルールによらない算定（変更なし） 備品については、他市は備品の種類による料金設定の区分けをしていない施設が多いことから、他市水準に合わせ、「競技用備品」「運営用備品」区分を統合する。 個人利用料金については、総合体育館の個人利用料金と同額としていたが、近隣他市の同種施設水準による算出とする。 - 市外料金は市内料金の倍額とする。 営利料金（入場料等を徴収する場合の利用料金）については、現行「最高入場料を 100 倍した金額（を追加料金）」としているが、他市施設の規定上は市内料金の 3～5 倍とする施設が多く、基本ルールと同程度であることから、多摩市の基本ルールに準じ、規定料金の倍額とする。 - 個人利用料金は、各個人が券売機で購入し利用することを想定しているため、営利料金は適用しない。											
算定根拠とする単価	近隣他市の同種施設の 1 時間当たりの金額 を算出し、平均金額を本施設に適用											
算定根拠の「近隣他市の同種施設」とする対象施設	近隣 5 市（八王子、町田、稲城、日野、府中市）の陸上競技場 - 八王子は 2 種公認・4 種公認、町田は 3 種公認、日野・稲城は公認無し - 多摩市の陸上競技場は、公認を更新していないが 3 種水準の整備を行っている <table><tr><th>貸室</th><th>参考とした貸室</th></tr><tr><td>団体利用(貸切) 競技場</td><td>上記施設の競技場</td></tr><tr><td>会議室・記録室・審判控室</td><td>上記施設の会議室の面積単価</td></tr><tr><td>附帯設備(備品)</td><td>上記施設の競技用備品・放送備品の 1 時間当たり単価</td></tr><tr><td>個人利用</td><td>上記施設のうち公認施設（八王子・町田・府中）1 時間単価</td></tr></table>		貸室	参考とした貸室	団体利用(貸切) 競技場	上記施設の競技場	会議室・記録室・審判控室	上記施設の会議室の面積単価	附帯設備(備品)	上記施設の競技用備品・放送備品の 1 時間当たり単価	個人利用	上記施設のうち公認施設（八王子・町田・府中）1 時間単価
貸室	参考とした貸室											
団体利用(貸切) 競技場	上記施設の競技場											
会議室・記録室・審判控室	上記施設の会議室の面積単価											
附帯設備(備品)	上記施設の競技用備品・放送備品の 1 時間当たり単価											
個人利用	上記施設のうち公認施設（八王子・町田・府中）1 時間単価											

4. 野球場・球技場・庭球場

	変更後（R10 年 1 月～）								
算定の考え方	- 基本ルールによらない算定（変更なし） - 市外料金は市内料金の倍額とする。 野球場の営利料金（入場料等を徴収する場合の利用料金）については、現行「職業野球 20 万円」「社会人野球 10 万円」「学生野球 4 万円」（を追加料金）としているが、他市施設の規定上は市内料金の 3～5 倍とする施設が多く、基本ルールと同程度であることから、多摩市の基本ルールに準じ、規定料金の倍額とする。 球技場・庭球場の営利料金については多摩市の基本ルールに準じ、規定料金の倍額とする（新設）。								
算定根拠とする単価	近隣他市の同種施設の 1 時間当たりの金額 を算出し、平均金額を本施設に適用								
算定根拠の「近隣他市の同種施設」とする対象施設	（１）野球場 近隣 5 市（八王子、町田、稲城、日野、府中市）の野球場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸室</th><th>参考とした貸室</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一本杉野球場</td><td>上記施設のうち、硬式野球(大人)が可能、高校野球使用施設</td></tr> <tr> <td>一本杉附帯設備</td><td>上記施設のうち、硬式野球(大人)が可能、高校野球使用施設の附帯設備</td></tr> <tr> <td>一本杉以外の野球場</td><td>軟式野球可能な野球専用施設</td></tr> </tbody> </table> （２）球技場 近隣 5 市（八王子、町田、稲城、日野、府中市）の球技場・グラウンド - 多摩市の球技場は全て人工芝・天然芝でなくクレーのため、上記のうちクレー施設のみを算定対象とする（学校跡地施設は除く） - 一ノ宮については、河川敷で整備に制限があり仕様書上通常の球技場の半分程度としていることから、算定額の半額とする （３）庭球場 近隣 5 市（八王子、町田、稲城、日野、府中市）の庭球場（テニスコート） - 多摩市の庭球場は、砂入り人工芝コート、クレーコートがあるため、上記施設のサーフェスを問わず 1 面・1 時間当たり単価を算出後、平均額を適用する - 一ノ宮については、河川敷で整備に制限があり仕様書上整備頻度が通常の 7 割程度としているから、算定額の 7 割の金額とする - 附帯設備（夜間照明）については、上記施設の附帯設備料金の平均とする	貸室	参考とした貸室	一本杉野球場	上記施設のうち、硬式野球(大人)が可能、高校野球使用施設	一本杉附帯設備	上記施設のうち、硬式野球(大人)が可能、高校野球使用施設の附帯設備	一本杉以外の野球場	軟式野球可能な野球専用施設
貸室	参考とした貸室								
一本杉野球場	上記施設のうち、硬式野球(大人)が可能、高校野球使用施設								
一本杉附帯設備	上記施設のうち、硬式野球(大人)が可能、高校野球使用施設の附帯設備								
一本杉以外の野球場	軟式野球可能な野球専用施設								

5. 大谷戸公園キャンプ練習場

	変更後（R10 年 1 月～）
算定の考え方	・ 基本ルールによる算定（変更なし） ・ 市外料金は市内料金の倍額とする。 ・ 営利料金については、多摩市の基本ルールに準じ、規定料金の倍額とする（新設）。 ・ 宿泊利用の市外料金については、近隣の相場を考慮し指定管理者との協議により市内料金の 1.5 倍とすることを想定（変更なし）。

6. 温水プール(アクアブルー多摩)

	変更後 (R10 年 1 月～)
算定の考え方	- 基本ルールによる算定（変更なし） - 市外料金は市内料金の倍額とする。 営利料金（入場料等を徴収する場合の利用料金）については、現行「最高入場料を 100 倍した金額（を追加料金）」としているが、他市施設の規定上は市内料金の 3～5 倍とする施設が多く、基本ルールと同程度であることから、多摩市の基本ルールに準じ、規定料金の倍額とする。 - 個人当日利用料金、年間利用料金、回数券については、各個人が購入し利用することを想定しているため、営利料金は適用しない。 附帯設備料金のうち「スタートシステム」「水中サウンドシステム」「視聴覚器材」については、50m プールの水深を下げる可動床の修繕ができない状況が続いている中、水深のあるプール利用を前提とした備品は利用させることができないことから、備品貸し出しを終了し、規定を削除する。 その他の附帯設備「放送設備」「レンタルロッカー」については、維持管理経費が現在ほぼかかっていないため、改定を行わない。 - 駐車場については、維持管理経費による実費負担とすると、現行金額よりも値下げとなる。しかし、近隣民間駐車場と比較するとすでに安価であること、駐車場利用料金収入が、温水プール本体の指定管理料の低減に貢献していることから、現行料金のまま改定しないこととする。
新たな見直し	- 個人利用・当日券については、現行一般料金のみを設定だが、市外料金を新たに設定する。ただし、入退場システムの改修が必要となることから、あわせてシステム改修を行う。（システム改修経費：約 800 万円） 年間利用券については、現行制度において「年間約 30 回分」の金額で算定している。しかし、実際には年間券保有者の利用頻度が年間 100 回程度と積算根拠の 30 回を大きく上回る。本施設の維持管理経費の税負担が課題となっている中で、低廉な価格で利用いただいている年間券保有者に現行よりもご負担をお願いする形で積算根拠の金額を引き上げる。健康づくりや運動習慣の継続を促す観点から、約 45 週運営しているうち週 1 回程度の利用を想定し、「45 回分」の金額とする。 - 個人利用・当日券、年間利用券、回数利用券における対象年齢 60 歳以上を対象としたシニア割引について、世界保健機関（WHO）や国内の高齢者の定義が 65 歳を基準としていることから、対象年齢を 60 歳から 65 歳に引き上げる。なお、対象年齢引き上げに係る利用者への影響を抑えるため、1 年度に 1 歳ずつ 5 年をかけて引き上げを行う。 - 駐車場料金についても 60 歳以上は減免対象とし半額としているが、あわせて 65 歳に引き上げる。 - 施設の利用時間について、夏期は 2 時間としている。条例上、「夏期」は「（１）7 月 21 日から 8 月 31 日までの日」「（２）6 月、7 月及び 9 月の日曜日及び休日」としている。7 月 21 日は国民の祝日「海の日」の翌日であったが、国民の祝日に関する一部改正により平成 15 年から「海の日」が 7 月の第 3 月曜日に改められたが、条例の改正が行われていなかった。料金改定とあわせて「夏期」を「7 月の第 3 月曜日の翌日から 8 月 31 日までの日」に改正する。

施設	総合体育館
----	-------

施設料金

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
第1ホール	全面利用	午前	9,340円	9,340円	18,680円	18,680円	37,360円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	全面利用	午後1	9,340円	9,340円	18,680円	18,680円	37,360円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	全面利用	午後2	9,340円	9,340円	18,680円	18,680円	37,360円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	全面利用	夜間	10,660円	10,660円	21,320円	21,320円	42,640円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	全面利用	全日	38,680円	38,680円	77,360円	77,360円	154,720円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の2利用	午前	6,230円	6,230円	12,460円	12,460円	24,920円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の2利用	午後1	6,230円	6,230円	12,460円	12,460円	24,920円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の2利用	午後2	6,230円	6,230円	12,460円	12,460円	24,920円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の2利用	夜間	7,110円	7,110円	14,220円	14,220円	28,440円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の2利用	全日	25,800円	25,800円	51,600円	51,600円	103,200円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	2分の1利用	午前	4,670円	4,670円	9,340円	9,340円	18,680円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	2分の1利用	午後1	4,670円	4,670円	9,340円	9,340円	18,680円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	2分の1利用	午後2	4,670円	4,670円	9,340円	9,340円	18,680円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	2分の1利用	夜間	5,330円	5,330円	10,660円	10,660円	21,320円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	2分の1利用	全日	19,340円	19,340円	38,680円	38,680円	77,360円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の1利用	午前	3,120円	3,120円	6,240円	6,240円	12,480円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の1利用	午後1	3,120円	3,120円	6,240円	6,240円	12,480円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の1利用	午後2	3,120円	3,120円	6,240円	6,240円	12,480円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の1利用	夜間	3,560円	3,560円	7,120円	7,120円	14,240円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第1ホール	3分の1利用	全日	12,920円	12,920円	25,840円	25,840円	51,680円	0	1.00 倍	-	-	令和8年4月改定済
第2ホール	全面利用	午前	3,670円	4,560円	9,120円	9,120円	18,240円	890	1.24 倍	1.30 倍	○	令和9年4月より改定予定
第2ホール	全面利用	午後1	3,670円	4,560円	9,120円	9,120円	18,240円	890	1.24 倍	1.30 倍	○	令和9年4月より改定予定

第 2 ホール	全面利用	午後2	3,670円	4,560円	9,120円	9,120円	18,240円	890	1.24 倍	1.30 倍	○	令和9年4月より改定予定
---------	------	-----	--------	---------------	--------	--------	---------	-----	--------	--------	---	--------------

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
第2ホール	全面利用	夜間	4,710円	<u>5,200円</u>	10,400円	10,400円	20,800円	490	1.10 倍	1.30 倍	○	令和9年4月より改定予定
第2ホール	全面利用	全日	15,720円	<u>18,880円</u>	37,760円	37,760円	75,520円	3,160	1.20 倍	1.20 倍	18,864円	令和9年4月より改定予定
第2ホール	2分の1利用	午前	1,840円	<u>2,280円</u>	4,560円	4,560円	9,120円	440	1.24 倍	1.40 倍	○	令和9年4月より改定予定
第2ホール	2分の1利用	午後1	1,840円	<u>2,280円</u>	4,560円	4,560円	9,120円	440	1.24 倍	1.40 倍	○	令和9年4月より改定予定
第2ホール	2分の1利用	午後2	1,840円	<u>2,280円</u>	4,560円	4,560円	9,120円	440	1.24 倍	1.40 倍	○	令和9年4月より改定予定
第2ホール	2分の1利用	夜間	2,360円	<u>2,600円</u>	5,200円	5,200円	10,400円	240	1.10 倍	1.40 倍	○	令和9年4月より改定予定
第2ホール	2分の1利用	全日	7,880円	<u>9,440円</u>	18,880円	18,880円	37,760円	1,560	1.20 倍	1.30 倍	○	令和9年4月より改定予定
第5ホール	(畳)	午前	1,770円	<u>1,230円</u>	2,460円	2,460円	4,920円	▲ 540	0.69 倍	値下げ	-	
第5ホール	(畳)	午後1	1,770円	<u>1,230円</u>	2,460円	2,460円	4,920円	▲ 540	0.69 倍	値下げ	-	
第5ホール	(畳)	午後2	1,770円	<u>1,230円</u>	2,460円	2,460円	4,920円	▲ 540	0.69 倍	値下げ	-	
第5ホール	(畳)	夜間	2,300円	<u>1,270円</u>	2,540円	2,540円	5,080円	▲ 1,030	0.55 倍	値下げ	-	
第5ホール	(畳)	全日	7,610円	<u>4,960円</u>	9,920円	9,920円	19,840円	▲ 2,650	0.65 倍	値下げ	-	
第6ホール	(アーチェリー 弓道場)	午前	1,770円	<u>1,640円</u>	3,280円	3,280円	6,560円	▲ 130	0.93 倍	値下げ	-	
第6ホール	(アーチェリー 弓道場)	午後1	1,770円	<u>1,640円</u>	3,280円	3,280円	6,560円	▲ 130	0.93 倍	値下げ	-	
第6ホール	(アーチェリー 弓道場)	午後2	1,770円	<u>1,640円</u>	3,280円	3,280円	6,560円	▲ 130	0.93 倍	値下げ	-	
第6ホール	(アーチェリー 弓道場)	夜間	2,300円	<u>1,830円</u>	3,660円	3,660円	7,320円	▲ 470	0.80 倍	値下げ	-	
第6ホール	(アーチェリー 弓道場)	全日	7,610円	<u>6,750円</u>	13,500円	13,500円	27,000円	▲ 860	0.89 倍	値下げ	-	
第一会議室	-	午前	-	<u>1,470円</u>	2,940円	2,940円	5,880円	-	-	-	-	新設
第一会議室	-	午後1	-	<u>1,470円</u>	2,940円	2,940円	5,880円	-	-	-	-	新設
第一会議室	-	午後2	-	<u>1,470円</u>	2,940円	2,940円	5,880円	-	-	-	-	新設
第一会議室	-	夜間	-	<u>1,580円</u>	3,160円	3,160円	6,320円	-	-	-	-	新設
第一会議室	-	全日	-	<u>5,990円</u>	11,980円	11,980円	23,960円	-	-	-	-	新設

第一会議室	会議で利用	午前	730円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
-------	-------	----	------	---	---	---	---	---	---	---	---	----------

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
第一会議室	会議で利用	午後1	730円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第一会議室	会議で利用	午後2	730円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第一会議室	会議で利用	夜間	930円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第一会議室	会議で利用	全日	3,120円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第一会議室	会議以外で利用	午前	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第一会議室	会議以外で利用	午後1	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第一会議室	会議以外で利用	午後2	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第一会議室	会議以外で利用	夜間	1,350円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第一会議室	会議以外で利用	全日	4,440円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	-	午前	-	<u>740円</u>	1,480円	1,480円	2,960円	-	-	-	-	新設
第二会議室	-	午後1	-	<u>740円</u>	1,480円	1,480円	2,960円	-	-	-	-	新設
第二会議室	-	午後2	-	<u>740円</u>	1,480円	1,480円	2,960円	-	-	-	-	新設
第二会議室	-	夜間	-	<u>790円</u>	1,580円	1,580円	3,160円	-	-	-	-	新設
第二会議室	-	全日	-	<u>3,010円</u>	6,020円	6,020円	12,040円	-	-	-	-	新設
第二会議室	会議で利用	午前	520円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議で利用	午後1	520円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議で利用	午後2	520円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議で利用	夜間	620円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議で利用	全日	2,180円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議以外で利用	午前	730円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議以外で利用	午後1	730円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議以外で利用	午後2	730円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議以外で利用	夜間	930円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
第二会議室	会議以外で利用	全日	3,120円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合

附帯設備

施設	設備	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
第1ホール	放送用具	一区分につき	1,560円	-	-	-	-	-	-	-	-	「放送用具1回」を貸室ごとに表記
第2ホール	放送用具	一区分につき	1,560円	-	-	-	-	-	-	-	-	
第1ホール	放送用具	午前	新設	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	-	-	-	-	
第1ホール	放送用具	午後1	新設	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	-	-	-	-	
第1ホール	放送用具	午後2	新設	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	-	-	-	-	
第1ホール	放送用具	夜間	新設	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	-	-	-	-	
第1ホール	放送用具	全日	新設	<u>4,760円</u>	9,520円	4,760	9,520	-	-	-	-	
第2ホール	放送用具	午前	新設	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	-	-	-	-	
第2ホール	放送用具	午後1	新設	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	-	-	-	-	
第2ホール	放送用具	午後2	新設	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	-	-	-	-	
第2ホール	放送用具	夜間	新設	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	-	-	-	-	
第2ホール	放送用具	全日	新設	<u>4,760円</u>	9,520円	4,760	9,520	-	-	-	-	

営利料金

区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外					備考
入場料その他これに類する料金を徴収する場合	最高入場料に100を乗じて得た額に、規定利用料金を加えた額	-	-	規定料金の2倍	規定料金の4倍					基本方針の算定ルールに準ずる

個人開放

施設		利用区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
第1ホール	（メインアリーナ）	大人	270円	270円	540円	-	-	-	-	-	-	令和8年4月より改定予定
第2ホール	（サブアリーナ）	大人	210円	270円	540円	-	-	60	1.29 倍	2.00 倍	○	令和9年4月より改定予定
第3ホール	（トレーニングルーム）	大人	210円	270円	540円	-	-	60	1.29 倍	2.00 倍	○	
第4ホール	（卓球室）	大人	210円	270円	540円	-	-	60	1.29 倍	2.00 倍	○	
第5ホール	（畳）	大人	210円	270円	540円	-	-	60	1.29 倍	2.00 倍	○	
第6ホール	（アーチェリー弓道場）	大人	210円	270円	540円	-	-	60	1.29 倍	2.00 倍	○	
第1ホール	（メインアリーナ）	子ども（小・中学）	130円	130円	260円	-	-	-	-	-	-	令和8年4月より改定予定
第2ホール	（サブアリーナ）	子ども（小・中学）	100円	130円	260円	-	-	30	1.30 倍	2.00 倍	○	令和9年4月より改定予定
第4ホール	（卓球室）	子ども（小・中学）	100円	130円	260円	-	-	30	1.30 倍	2.00 倍	○	
第5ホール	（畳）	子ども（小・中学）	100円	130円	260円	-	-	30	1.30 倍	2.00 倍	○	
第6ホール	（アーチェリー弓道場）	子ども（小・中学）	100円	130円	260円	-	-	30	1.30 倍	2.00 倍	○	

施設	武道館
----	-----

施設料金

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
武道場	全面利用	午前	5,230円	<u>6,520円</u>	13,040円	13,040円	26,080円	1,290	1.25 倍	1.30 倍	○	
武道場	全面利用	午後1	5,230円	<u>6,520円</u>	13,040円	13,040円	26,080円	1,290	1.25 倍	1.30 倍	○	
武道場	全面利用	午後2	5,230円	<u>6,520円</u>	13,040円	13,040円	26,080円	1,290	1.25 倍	1.30 倍	○	
武道場	全面利用	夜間	6,800円	<u>7,440円</u>	14,880円	14,880円	29,760円	640	1.09 倍	1.30 倍	○	
武道場	全面利用	全日	22,490円	<u>27,000円</u>	54,000円	54,000円	108,000円	4,510	1.20 倍	1.20 倍	26,988円	
武道場	2 分の 1 利用	午前	2,620円	<u>3,260円</u>	6,520円	6,520円	13,040円	640	1.24 倍	1.40 倍	○	
武道場	2 分の 1 利用	午後1	2,620円	<u>3,260円</u>	6,520円	6,520円	13,040円	640	1.24 倍	1.40 倍	○	
武道場	2 分の 1 利用	午後2	2,620円	<u>3,260円</u>	6,520円	6,520円	13,040円	640	1.24 倍	1.40 倍	○	
武道場	2 分の 1 利用	夜間	3,400円	<u>3,720円</u>	7,440円	7,440円	14,880円	320	1.09 倍	1.30 倍	○	
武道場	2 分の 1 利用	全日	11,260円	<u>13,500円</u>	27,000円	27,000円	54,000円	2,240	1.20 倍	1.20 倍	○	
会議室	-	午前	520円	<u>640円</u>	1,280円	1,280円	2,560円	120	1.23 倍	1.50 倍	○	
会議室	-	午後1	520円	<u>640円</u>	1,280円	1,280円	2,560円	120	1.23 倍	1.50 倍	○	
会議室	-	午後2	520円	<u>640円</u>	1,280円	1,280円	2,560円	120	1.23 倍	1.50 倍	○	
会議室	-	夜間	730円	<u>690円</u>	1,380円	1,380円	2,760円	▲ 40	0.95 倍	値下げ	-	
会議室	-	全日	2,290円	<u>2,610円</u>	5,220円	5,220円	10,440円	320	1.14 倍	1.40 倍	○	
師範室	-	午前	240円	<u>230円</u>	460円	460円	920円	▲ 10	0.96 倍	値下げ	-	
師範室	-	午後1	240円	<u>230円</u>	460円	460円	920円	▲ 10	0.96 倍	値下げ	-	
師範室	-	午後2	240円	<u>230円</u>	460円	460円	920円	▲ 10	0.96 倍	値下げ	-	
師範室	-	夜間	330円	<u>250円</u>	500円	500円	1,000円	▲ 80	0.76 倍	値下げ	-	

師範室	-	全日	1,050円	<u>940円</u>	1,880円	1,880円	3,760円	▲ 110	0.90 倍	値下げ	-	
-----	---	----	--------	-------------	--------	--------	--------	-------	--------	-----	---	--

附帯設備

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
武道場	放送設備	午前	1,030円	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	160	1.16 倍	1.40 倍	○	
武道場	放送設備	午後1	1,030円	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	160	1.16 倍	1.40 倍	○	
武道場	放送設備	午後2	1,030円	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	160	1.16 倍	1.40 倍	○	
武道場	放送設備	夜間	1,030円	<u>1,190円</u>	2,380円	1,190	2,380	160	1.16 倍	1.40 倍	○	
武道場	放送設備	全日	4,120円	<u>4,760円</u>	9,520円	4,760	9,520	640	1.16 倍	1.30 倍	○	

個人利用

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
武道館	武道場	大人	210円	<u>270円</u>	540円	-	-	60	1.29 倍	1.50 倍	○	
武道館	武道場	子ども （小・中学生）	100円	<u>130円</u>	260円	-	-	30	1.30 倍	1.50 倍	○	

営利料金

区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	考え方
入場料その他これに類する料金を徴収する場合	最高入場料に100を乗じて得た額に、規定利用料金を加えた額	-	-	規定料金の2倍	規定料金の4倍	-	-	-	-	基本方針の算定ルールに準ずる

施設	陸上競技場
----	-------

施設料金

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
競技場	-	午前	8,370円	<u>10,430円</u>	20,860円	20,860円	41,720円	2,060	1.25 倍	1.30 倍	○	
競技場	-	午後	12,560円	<u>13,900円</u>	27,800円	27,800円	55,600円	1,340	1.11 倍	1.20 倍	○	
競技場	-	全日	20,930円	<u>24,330円</u>	48,660円	48,660円	97,320円	3,400	1.16 倍	1.20 倍	○	
会議室	-	午前	520円	<u>350円</u>	700円	700円	1,400円	▲ 170	0.67 倍	値下げ	-	
会議室	-	午後	730円	<u>470円</u>	940円	940円	1,880円	▲ 260	0.64 倍	値下げ	-	
会議室	-	全日	1,250円	<u>820円</u>	1,640円	1,640円	3,280円	▲ 430	0.66 倍	値下げ	-	
記録室	-	午前	520円	<u>540円</u>	1,080円	1,080円	2,160円	20	1.04 倍	1.50 倍	○	
記録室	-	午後	730円	<u>720円</u>	1,440円	1,440円	2,880円	▲ 10	0.99 倍	値下げ	-	
記録室	-	全日	1,250円	<u>1,260円</u>	2,520円	2,520円	5,040円	10	1.01 倍	1.40 倍	○	
審判控室	-	午前	330円	<u>290円</u>	580円	580円	1,160円	▲ 40	0.88 倍	値下げ	-	
審判控室	-	午後	460円	<u>380円</u>	760円	760円	1,520円	▲ 80	0.83 倍	値下げ	-	
審判控室	-	全日	790円	<u>670円</u>	1,340円	1,340円	2,680円	▲ 120	0.85 倍	値下げ	-	

規定時間以外の施設利用料金（夏期）

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
競技場	夏季期間 (6/1～ 9/30)	1時間につき	2,610円	3,040円	6,080円	6,080円	12,160円	430	1.16 倍	1.40 倍	○	
会議室	夏季期間 (6/1～ 9/30)	1時間につき	210円	100円	200円	200円	400円	▲ 110	0.48 倍	値下げ	-	
記録室	夏季期間 (6/1～ 9/30)	1時間につき	210円	150円	300円	300円	600円	▲ 60	0.71 倍	値下げ	-	

附帯設備

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
競技場	競技・運営用備品	午前	-	<u>2,170円</u>	4,340円	2,170	4,340	-	-	-	-	新設
競技場	競技・運営用備品	午後	-	<u>2,890円</u>	5,780円	2,890	5,780	-	-	-	-	新設
競技場	競技・運営用備品	全日	-	<u>5,060円</u>	10,120円	5,060	10,120	-	-	-	-	新設
競技場	競技用備品	午前	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
競技場	競技用備品	午後	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
競技場	競技用備品	全日	2,060円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
競技場	運営用備品	午前	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
競技場	運営用備品	午後	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合
競技場	運営用備品	全日	2,060円	-	-	-	-	-	-	-	-	区分を終了・統合

個人利用

施設	貸室	区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
競技場		大人	210円	190円	380円	-	-	▲ 20	0.90 倍	値下げ	-	
競技場		子ども （小・中学生）	100円	90円	180円	-	-	▲ 10	0.90 倍	値下げ	-	

営利料金

区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	考え方
入場料その他これに類する料金を徴収する場合	最高入場料に100を乗じて得た額に、規定利用料金を	-	-	規定料金の2倍	規定料金の4倍	-	-	-	-	基本方針の算定ルールに準ずる

	加えた額									
--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施設名	屋外スポーツ施設
-----	----------

■ 1 野球場 団体利用（貸切利用）のみ

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
一本杉公園野球場	1 面	2時間	8,370円	6,900円	13,800円	13,800円	27,600円	▲ 1,470	0.82 倍	値下げ	-	
関戸公園野球場	1 面	2時間	2,080円	2,330円	4,660円	4,660円	9,320円	250	1.12 倍	1.40 倍	○	
諏訪南公園野球場	1 面	2時間	2,080円	2,330円	4,660円	4,660円	9,320円	250	1.12 倍	1.40 倍	○	
諏訪北公園野球場	1 面	2時間	2,080円	2,330円	4,660円	4,660円	9,320円	250	1.12 倍	1.40 倍	○	
貝取南公園野球場	1 面	2時間	2,080円	2,330円	4,660円	4,660円	9,320円	250	1.12 倍	1.40 倍	○	

1 コマ 1 時間の場合は、利用料金の半額

野球場附帯設備

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
一本杉公園野球場	夜間照明設備	2時間	8,370円		-	-	-	-	-	-	-	令和8年12月で終了
一本杉公園野球場	放送設備	2時間	1,030円	1,680円	3,360円	1,680	3,360	650	1.63 倍	1.40 倍	1,442円	単位を「1試合」ごとから「貸出区分ごと」に変更
一本杉公園野球場	スコアボード	2時間	1,030円	1,820円	3,640円	1,820	3,640	790	1.77 倍	1.40 倍	1,442円	

営利料金

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
入場料その他これに類する料金を徴収する場合	職業野球	追加料金	20万円		-	規定料金の2倍	規定料金の4倍					基本方針の算定ルールに準ずる
	社会人野球	追加料金	10万円		-							
	学生野球	追加料金	4 万円		-							

■ 2 球技場 団体利用（貸切利用）のみ

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
諏訪南公園球技場	1 面	2時間	2,080円	1,990円	3,980円	3,980円	7,960円	▲ 90	0.96 倍	値下げ	-	
貝取南公園球技場	1 面	2時間	2,080円	1,990円	3,980円	3,980円	7,960円	▲ 90	0.96 倍	値下げ	-	
宝野公園球技場	1 面	2時間	2,080円	1,990円	3,980円	3,980円	7,960円	▲ 90	0.96 倍	値下げ	-	
和田公園球技場	1 面	2時間	2,080円	1,990円	3,980円	3,980円	7,960円	▲ 90	0.96 倍	値下げ	-	
一ノ宮公園球技場	1 面	2時間	730円	990円	1,980円	1,980円	3,960円	260	1.36 倍	1.50 倍	○	

1 コマ 1 時間の場合は、利用料金の半額

営利料金

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
入場料その他 これに類する 料金を徴収する 場合	(新設)		-		-	規定料金の 2倍	規定料金の 4倍					基本方針の算定ルールに準ずる
			-		-							
			-		-							

■ 3 庭球場 個人利用（団体も可）

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
一本杉公園庭球場	1 面	2時間	1,030円	1,160円	2,320円	2,320円	4,640円	130	1.13 倍	1.40 倍	○	
永山南公園庭球場	1 面	2時間	1,030円	1,160円	2,320円	2,320円	4,640円	130	1.13 倍	1.40 倍	○	
諏訪北公園庭球場	1 面	2時間	1,030円	1,160円	2,320円	2,320円	4,640円	130	1.13 倍	1.40 倍	○	
貝取北公園庭球場	1 面	2時間	1,030円	1,160円	2,320円	2,320円	4,640円	130	1.13 倍	1.40 倍	○	
愛宕東公園庭球場	1 面	2時間	1,030円	1,160円	2,320円	2,320円	4,640円	130	1.13 倍	1.40 倍	○	
連光寺公園庭球場	1 面	2時間	1,030円	1,160円	2,320円	2,320円	4,640円	130	1.13 倍	1.40 倍	○	
多摩東公園庭球場	1 面	2時間	1,030円	1,160円	2,320円	2,320円	4,640円	130	1.13 倍	1.40 倍	○	
奈良原公園庭球場	1 面	2時間	1,030円	1,160円	2,320円	2,320円	4,640円	130	1.13 倍	1.40 倍	○	
一ノ宮公園庭球場	1 面	2時間	730円	810円	1,620円	1,620円	3,240円	80	1.11 倍	1.50 倍	○	

1 コマ 1 時間の場合は、利用料金の半額

庭球場附帯設備

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
庭球場	夜間照明設備	1 時間	520円	610円	1,220円	610	1,220	90	1.17 倍	1.50 倍	○	一本杉、連光寺

営利料金

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
入場料その他 これに類する 料金を徴収する 場合	(新設)		-		-	規定料金の 2倍	規定料金の 4倍					基本方針の算定ルールに準ずる
			-		-							
			-		-							

■ 4 大谷戸公園キャンプ練習場

施設
算定ルールど おり

営利料金

施設	貸室区分	時間区分	現行	市内（変更案）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
入場料その他 これに類する 料金を徴収す る場合	(新設)		-		-	規定料金の 2倍	規定料金の 4倍					基本方針の算定ルールに準ずる
			-		-							
			-		-							

施設名	温水プール
-----	-------

附帯設備

設備	貸出単位	現行	市内（変更後）	市外（変更後）	営利・市内	営利・市外	増減	改定率	上限率	上限額	備考
放送設備	利用区分ごと	1,030円	1,030円	2,060円	1,030	2,060	-	-	-	-	改定しない
レンタルロッカー	1か月	520円	520円	1,040円	520	1,040	-	-	-	-	改定しない
視聴覚器材	利用区分ごと	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	規定を削除
水中サウンドシステム	利用区分ごと	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	規定を削除
スタートシステム	利用区分ごと	1,030円	-	-	-	-	-	-	-	-	規定を削除